

平成 19 年 6 月 12 日

国土交通大臣

冬柴 鐵三 殿

APEC アーキテクト固有事項審査のあり方について

日本 APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会

委員長 榎 文彦

APEC アーキテクト・プロジェクトは、実務経験などについて一定レベル以上にあると認められるアーキテクトに対し、APEC 域内での共通の称号を与え、その登録を APEC 域内で統一的行なう事業であり、APEC 域内でのアーキテクトの流動化を促進し、アーキテクトの国際的な活躍を支援することを目的としています。

APEC アーキテクト・プロジェクト第 2 回中央評議会（2006 年メキシコ開催）において、他エコノミーからの APEC アーキテクトに対するホームエコノミーでの登録について『互惠認証構想』が参加全エコノミーによって承認されました。本構想では参加エコノミーが他エコノミーとの資格の相互認証を行う場合に 3 つの方式を選択肢として定めており、日本はこのうちの「固有事項の審査」を採用することを表明しました。また、同評議会において、「同様の互惠認証要件を選択した参加エコノミーは近い将来に相互認証合意に向けた交渉を検討する」ことも承認されています。

日本 APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会では、今後関係エコノミーとの相互認証に際し、我が国において行うべき「固有事項の審査」の内容・方法について検討を行い、このたび別紙のとおり「固有事項審査のあり方について」を当委員会による提案としてとりまとめました。

本提案は、APEC アーキテクト・プロジェクトの趣旨、我が国の現行の制度、主な関係エコノミーの実情等を踏まえ、各エコノミーの実情に詳しい設計実務家、専門家等の意見なども伺いつつ取りまとめたものです。今後の関係エコノミーとの協議・調整、外国の APEC アーキテクトの建築士法上の取扱い方針の検討等に際して本提案の内容を採用・参酌いただきたく、お願い申し上げます。

固有事項審査のあり方について

1. 固有事項審査を適用する者

固有事項審査に基づく相互認証に合意したエコノミーのアーキテクト資格を有する APEC アーキテクト

2. 審査の内容

固有事項審査における審査は、下記の内容について実施する。

(1) 日本で建築設計・監理を行う上で必要となる日本固有の法規制及び構造計画に関する事項

- ① 日本で建築設計・監理を行う上で必要となる、安全性等に関する日本固有の法規制（特に、構造設計、構造強度、構造方式、建設段階での安全性）の基本的内容に関する理解度、及び、法規制以外で建築設計・監理上留意すべき構造計画技術に関する理解度を審査する。
- ② 日本で建築設計・監理を行う上で必要となる、建築物の敷地、建築物の形状等集団規定に関する日本固有の法規制の基本的内容に関する理解度を審査する。

(2) 日本で建築設計・監理に関する実務を行う上で必要となる事項

- ① 日本で建築設計・監理に関する実務を行う上で必要となる、建築主からの依頼から工事完了までの業務管理に関する知識・理解度と、これら一連の業務(プロセス)に対応して適用される法令・行政上の手続き（内容やその適用時期等）に関する基本的な知識・能力を審査する。
- ② 日本で建築設計・監理に関する実務を行う上で必要となる、仕様（適用される標準的な仕様書、JIS などの規格等）及び、契約事務（契約約款の標準的な書式、業務の範囲と責任の所在、保険等に関する事項等）に関する基本的な理解度を審査する。

3. 審査方法等

固有事項審査は、小論文（場合により面接を行う）による審査とし、小論文・面接のいずれも英語、日本語の両方で出題し、回答できるものとする。

また、審査時期は相互認証相手国と同程度の頻度となるよう、弾力的に実施するものとする。

(参考)

APEC アーキテクト互恵認証構想

第2回中央評議会（メキシコ会議）において、相互認証の方法として、以下の3つのカテゴリーからなるAPEC アーキテクト互恵認証構想が合意された：

- i) 固有事項審査（最も自由度が大きい）
- ii) 包括的な登録試験
- iii) ホストエコノミーでの居住／経験年数（自由度が最もせまい）

相互で固有事項審査を実施することを表明したエコノミーは以下の通り：

- ・ オーストラリア
- ・ 日本
- ・ メキシコ
- ・ ニュージーランド
- ・ 中国台北
- ・ シンガポール
- ・ 米国

すなわちこれらのエコノミーはそれぞれ現行の建築家登録要件を緩和する準備があるということで、これらのエコノミーのAPEC アーキテクト資格者は、相互認証に合意しているホストエコノミーでの登録に際し、固有事項審査と呼ばれる追加的な手続きが義務付けられるだけとなる。

上記の互恵的な固有事項審査を実施していない他のエコノミーからのAPEC アーキテクトには免除は適用されない。APEC アーキテクトのホームエコノミーが日本のAPEC アーキテクトに対して何の免除措置もとらない場合は、日本の登録機関も免除措置を講じる義務はないこととする。

なお、相互認証構想に基づく追加審査のうち、現時点で下記のいずれかの追加審査を表明している参加エコノミーは以下のとおり。

- ii) 包括的な登録試験：なし
- iii) 一定期間のホストエコノミーでの居住／経験：香港